

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1041 号（諮問第 1707 号）

件名：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について等の開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 1 月 16 日及び同年 12 月 3 日

2 原処分

平成 30 年 1 月 30 日及び同年 12 月 17 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し同表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。

3 審査請求

平成 30 年 2 月 2 日及び同年 12 月 19 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 11 月 9 日

5 答申

令和 5 年 2 月 24 日

6 審査会の結論

知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示決定をしているところ、審査請求人は、審査請求書において、「開示請求に係る行政文書の全部を対象として処分されていない」等と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書を特定した理由について

ア 別表の1欄に掲げる請求1（以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2以下も同様とする。）について

行政文書開示請求書の内容を基本として、弁明書の内容を踏まえると、請求1は、愛知県衣浦東部保健所が保管する児童虐待に係る文書一式が請求されているものと解される。

当審査会において別表の2欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。）から文書6までを確認したところ、文書1及び文書3から文書6までは、児童虐待による死亡事例等の検証報告書、文書2は、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する内容が含まれている文書であることから、いずれも児童虐待に関連する文書であると認められる。

また、実施機関によれば、念のため所内を探索したが、文書1から文書6までのほかに請求1の内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

イ 請求2について

行政文書開示請求書の内容を基本として、弁明書の内容を踏まえると、請求2は、開示請求書に添付されていた文書一覧に記載されている文書が請求されているものと解される。

当審査会において文書7を確認したところ、前記の文書一覧のうち、「母体保護法第25条の届出及び統計の実施について」であることが認められた。

また、実施機関によれば、前記の文書一覧のうち文書7を除く文書については、医療福祉計画課の所管外の文書あるいは国と他県との間でなされた疑義照会等に関する文書であることから、医療福祉計画課においては保有又は取得しておらず、念のため課内を探索したが、文書7のほかに請求2の内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

ウ 以上のことからすれば、本件行政文書のほかに本件開示請求の内容に合致する文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求において、本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 決定	4 審査請求年月日
<p>請求 1 児童虐待に係る文書一式(通報を含む)</p>	<p>文書 1 ・「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 12 次報告)」について(平成 28 年 10 月 7 日付け 28 児第 553 号)</p>	<p>平成 30 年 1 月 30 日 付け 29 衣保 第 595-65 号</p>	<p>平成 30 年 2 月 2 日</p>
	<p>文書 2 ・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について(平成 29 年 7 月 6 日付け 29 児第 644 号)</p>		
	<p>文書 3 ・「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 13 次報告)」について(平成 29 年 9 月 19 日付け 29 児第 857 号)</p>		
	<p>文書 4 ・児童虐待死亡事例等検証報告書について(平成 29 年 3 月 29 日付け 28 児第 1088 号)</p>		
	<p>文書 5 ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 10 次報告)</p>		
	<p>文書 6 ・「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 11 次報告)」について(平成 27 年 11 月 2 日付け 27 児第 615 号)</p>		
<p>請求 2 障害者に対する人権侵害関係文書(別紙に記載の文書)</p>	<p>文書 7 ・母体保護法第 25 条の届出及び統計の実施について(平成 8 年 9 月 25 日付け統発第 293 号及び児発第 829 号厚生省大臣官房統計情報部長及び同省児童家庭局長連名通知)</p>	<p>平成 30 年 12 月 17 日 付け 30 医福第 833 号</p>	<p>平成 30 年 12 月 19 日</p>